令和６年度

東栄町補正予算書

目　　次

一　般　会　計 …… 1

国民健康保険特別会計 …… 7

東栄診療所特別会計 …… 11

令和６年度

東栄町一般会計
補正予算書
（第４号）

議案第４３号

令和６年度東栄町一般会計補正予算（第４号）について

令和６年度東栄町一般会計補正予算（第４号）案を別紙のとおり提出するものとする。

令和６年９月９日提出

東栄町長　村　上　孝　治

令和６年度東栄町一般会計補正予算（第４号）

令和６年度東栄町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,530 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,349,508 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　既定の地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		426,656	7,490	434,146
	1 国庫負担金	227,394	616	228,010
	2 国庫補助金	197,608	6,874	204,482
15 県支出金		300,444	3,804	304,248
	2 県補助金	189,321	954	190,275
	3 県委託金	57,533	2,850	60,383
19 繰越金		146,349	16,502	162,851
	1 繰越金	146,349	16,502	162,851
20 諸収入		75,467	11,749	87,216
	4 雑入	63,992	11,749	75,741
21 町債		421,500	△4,015	417,485
	1 町債	421,500	△4,015	417,485
歳　入　合　計		4,313,978	35,530	4,349,508

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		961,232	5,286	966,518
	1 総務管理費	835,010	400	835,410
	2 徴税費	82,344	4,886	87,230
3 民生費		668,875	5,433	674,308
	1 社会福祉費	416,136	4,799	420,935
	2 児童福祉費	151,782	634	152,416
4 衛生費		548,765	12,414	561,179
	1 保健衛生費	444,810	12,414	457,224
6 商工費		85,773	11,395	97,168
	1 商工費	85,773	11,395	97,168
7 土木費		325,289	95	325,384
	1 土木管理費	28,840	95	28,935
9 教育費		272,224	604	272,828
	1 教育総務費	104,057	114	104,171
	3 中学校費	29,643	278	29,921
	7 森林体験交流施設費	22,657	212	22,869
12 諸支出金		20,163	303	20,466
	6 東栄町森づくり基金費	0	303	303
歳　出　合　計		4,313,978	35,530	4,349,508

第２表　　地方債補正

１．　変　　更

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	8,000 千円	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	3,985 千円	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	8,000 千円				3,985 千円			

令和６年度

東栄町国民健康保険特別会計

補正予算書

（第２号）

議案第４４号

令和６年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

令和６年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）案を別紙のとおり提出するものとする。

令和６年９月９日提出

東栄町長　村　上　孝　治

令和６年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和６年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,655 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 466,388 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
5 繰入金		63,318	3,467	66,785
	1 他会計繰入金	52,318	3,467	55,785
10 国庫支出金		0	1,188	1,188
	1 国庫補助金	0	1,188	1,188
歳　入　合　計		461,733	4,655	466,388

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		2,528	660	3,188
	1 総務管理費	2,342	660	3,002
5 保健事業費		55,124	3,995	59,119
	3 総合保健事業費	52,602	3,995	56,597
歳　出　合　計		461,733	4,655	466,388

令和６年度

東栄診療所特別会計

補正予算書

（第１号）

議案第４５号

令和６年度東栄診療所特別会計補正予算（第１号）について

令和６年度東栄診療所特別会計補正予算（第１号）案を別紙のとおり提出するものとする。

令和６年９月９日提出

東栄町長　村　上　孝　治

令和６年度東栄診療所特別会計補正予算（第１号）

令和６年度東栄診療所特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 814 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 438,280 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 県支出金		1	814	815
	1 県補助金	1	814	815
歳　入　合　計		437,466	814	438,280

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		282,286	814	283,100
	1 総務管理費	280,481	814	281,295
歳　出　合　計		437,466	814	438,280